

おらほの



教室

介護保険の要介護認定を受けていて、一定の基準に該当する人は、所得税・住民税申告で控除を受けられる場合があります。

●障害者手帳は持っていないけれど、申告で控除を受けられるの？

障害者手帳を持っていない人でも、寝たきり状態や重度の認知症で日常生活に支障があり要介護認定などを受けている人は、申請により障害者控除対象者認定を受けられる場合があります。認定された場合には、町が発行する「障害者控除対象者認定書」によって控除を受けることができます。
※障害者手帳をお持ちの人は、申請の必要はありません。

●介護用のおむつ代は医療費控除の対象になるの？

おむつ代に係る医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」(有料)が必要ですが、要介護認定を受けている人で、前年度以前に医師が発行した「おむつ使用証明書」によっておむつ代の医療費控除を受けたことがあり、町の保有する要介護認定に当たって主治医が作成した書類に所定の記載がある人は、申請により町が発行する「おむつ使用証明書」(無料)で控除を受けることができます。

(※1度目は医師の記載した有料の「おむつ使用証明書」を使用することになります。町が無料の証明書を発行できるのは2度目以降です。)

※制度の対象になるかどうかの確認や申請については、個人情報保護の観点から窓口での対応となります。詳しくはお問い合わせください。

☎ 保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-3041

事業主の皆さんへ ～給与支払報告書の提出について～

令和2年度(令和元年・平成31年分)給与支払報告書の提出は、**1月22日(水)まで**にお願いします。事務処理の都合上、提出期限を早めていますので、ご注意ください。

提出対象者は、令和元年(平成31年)中に給与などの支払いをしたパート、アルバイト、法人役員、青色事業専従者などを含む全ての従業員です。**給与の支払額の多少にかかわらず、全て提出が必要です**(令和元年・平成31年中に退職した人を含む)。

なお、町では特別徴収を推進しており、「令和2年度給与支払報告書総括表」に特別徴収・普通徴収の記載がない場合は、特別徴収として対応させていただきます。

住宅借入金等特別控除の申告相談を行います

場 所	日 程	時 間
役場町民税務課 窓口	1月20日(月)～ 1月24日(金)	午前9時～ 午前11時
	1月27日(月)～ 1月31日(金)	午後2時～ 午後5時

【持ち物】

- 家屋・土地(※)の売買契約書などの写し
 - 家屋・土地(※)の登記事項証明書(登記簿謄本)
 - 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
 - 住宅の取得に際し、交付を受けた補助金などの金額が分かる書類の写し
- ※敷地の購入に関する借入金がない場合には土地に関する書類は不要

当日必ず持参してください!

・相談を希望される日の前日までに電話での予約をお願いします。



初めて住宅借入金特別控除を受ける人で、町の申告会場での申告を予定している人は、必ず申告相談に来てください(申告相談をしていない場合、町の申告会場での申告は受付できません。)

☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372

気仙沼税務署からのお知らせ

★税務署「申告書作成会場」の開設期間等について

令和元年分所得税等の申告書作成会場を次のとおり開設します。

- 開設場所 気仙沼税務署
- 開設期間 令和2年2月17日(月)～3月16日(月) <土・日・祝日などを除く>
※会場開設期間前は、専用会場がなく、少ない職員での対応となり長時間お待ちいただく場合がございますので、会場開設期間内にお越しください。
- 受付時間 午前9時～午後4時(開設時間は午前9時～午後5時)
※会場の混雑状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。
※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

★ご自宅での申告書などの作成・提出にご協力ください

申告書作成会場は毎年大変混雑いたします。ご自宅での申告書等の作成とe-Taxまたは郵送などでの提出にご協力ください。

国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、24時間いつでもご自宅のパソコンで申告書や収支内訳書などを作成することができますので、ぜひご利用ください。

ID・パスワード方式を利用するとスマートフォンでも作成、提出することができます。利用可能な申告内容も拡大されています。スマホ操作が得意な人、専用画面で見やすいスマホ申告にチャレンジしてみませんか!

★国税についての一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください

確定申告関係をはじめとした国税に関する一般的なご相談は「仙台国税局電話相談センター」でお答えします。

税務署代表番号へ電話し、音声案内に従い番号「1」を選択すると電話相談センターに繋がります。

確定申告期間には、確定申告に関する専用番号「0」番も追加されます。

☎ 気仙沼税務署 ☎22-6780

* 今月の税 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

- 町県民税……………第4期
- 国民健康保険税……………第8期
- 介護保険料……………第7期
- 後期高齢者医療保険料…第7期

納付期限
1月31日(金)

口座振替日
1月27日(月)

☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372